

東かがわ市規則第23号

東かがわ市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月5日

東かがわ市長

上村-郎

東かがわ市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則（平成15年東かがわ市規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）				
各月初日の入所世帯の階層区分		徴収金の額		各月初日の入所世帯の階層区分		徴収金の額		
階層区分	定義	助産施設 (1件)	母子生活支援施設 (月額)	階層区分	定義	助産施設 (1件)	母子生活支援施設 (月額)	
略				略				
略	A階層及び	略		略	A階層及び	略		
D 2	C階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	9,001円から27,000円まで	<u>9,000円</u>	4,500円	D 2	C階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	9,001円から27,000円まで	4,500円

備考

1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び附則第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、そ

備考

1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合には、そ

改正後	改正前
<p>の額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>3～4 略</p>	<p>の額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。</p> <p>3～4 略</p> <p>5 <u>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。</u></p> <p><u>また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。</u></p> <p><u>(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの</u></p> <p><u>(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除以</u></p>

改正後	改正前
<p><u>5</u> 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、<u>出産一時金が、488,000円以上</u>であるとき。</p> <p><u>6・7</u> 略</p>	<p><u>下である子)を有し、かつ前年の所得が500万円以下であるもの</u></p> <p><u>6</u> 法第22条に規定する助産施設における助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、<u>その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適性かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上</u>であるとき。</p> <p><u>7・8</u> 略</p> <p><u>9</u> <u>当該妊産婦が多子出産の場合の徴収金の額は、徴収金の額×{1+0.1×(出生児数-1)}+出産一時金の額×(出生児数×加算額の率)により算出した額とする。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。